

5. 介護保険サービス

サービスの利用対象者

介護保険は40歳以上の人全員が加入します。

加入者（被保険者）は年齢によって2つに分かれます。

● 65歳以上の人

寝たきりや認知症、身体が弱ったことにより、食事や入浴などの日常生活での基本的な動作について常時介護が必要と認められた人

● 40歳以上65歳未満の人

定められた下記の16種類の特定疾病が原因で、食事や入浴などの日常生活での基本的な動作について常時介護が必要と認められた人

16種類の特定期病

- ① がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- ② 筋萎縮性側索硬化症
- ③ 後縦靭帯骨化症
- ④ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑤ 多系統萎縮症
- ⑥ 初老期における認知症
- ⑦ 脊髄小脳変性症
- ⑧ 脊柱管狭窄症
- ⑨ 早老症
- ⑩ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑪ 脳血管疾患
- ⑫ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑬ 閉塞性動脈硬化症
- ⑭ 関節リウマチ
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7853 FAX72-1665